



監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年7月16日

赤穂市監査委員 寺田 榮 治  
同 家入 時 治

記

- 1 監査の種類 令和6年度定期監査
- 2 監査の対象 市長公室・危機管理監
- 3 監査の期間 令和6年5月8日から令和6年7月2日まで
- 4 監査の範囲 令和4年度及び令和5年度の事務事業
- 5 主な着眼点 事務事業の有効性、効率性、経済性、合規性等
- 6 監査の方法 赤穂市監査基準(令和2年監査委員規程第1号)に基づき、財務に関する事務の執行状況について、事前に監査資料の提出を求め関係書類等を審査し、かつ、関係職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法により、監査を実施した。
- 7 監査の結果 監査の結果は、おおむね適正と認められたが、特に意見として以下の通り記述する。監査の執行の際見受けられた事務処理上留意すべき事項は、予備監査において関係職員に対して口頭で改善を促している。  
今後とも、所管する業務に対する認識を深められ、効率的な事業運営に継続的に取り組まれることを要望する。

## 個別事項

### 1 企画政策課

おおむね適正であると認められた。

### 2 秘書広報課

ホームページにおけるイベントカレンダーについて（意見）

現在、イベントカレンダーへの登録件数が数件であり、市民や観光客等にとって関連情報が少ないものと推測される。掲載についてはそれぞれ担当部署が行っているが、より一層連携を図り、掲載状況の確認や定期的な情報発信を行うなど、利用者への情報提供に努められたい。

### 3 危機管理担当

市が事務局となっている任意団体の事務について（意見）

市が事務局となっている任意団体の支払いについて、一部立替払いが行われている事例が見受けられた。立替払いについては、公金においてはやむを得ない理由による場合のほかは原則として認められていない。任意団体の事務について、市の事業と同様に適正な事務執行に努められたい。